

横浜市記者発表資料

令和2年3月31日
都市整備局都心再生課

都市整備局発注の委託業務の入札取消について

1 概要

都市整備局都心再生課で発注した測量業務委託（公募型指名競争入札・最低制限価格適用）について、3月30日に開札を行い、落札業者を決定しました。

その後、最低制限価格の算出式について、「測量」による算出式により積算すべきところを「地質調査」の算出式により積算したため、最低制限価格が誤っていたことが判明し、入札の取り消しを行いました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

2 委託業務の件名

令和2年度閑内駅周辺地区測量業務委託

3 経過

| | |
|-----------------------|---|
| 令和2年3月 6日 (金) | 市ホームページにおいて公表 |
| 令和2年3月 26日 (木) | 指名通知書を送付 |
| 令和2年3月 30日 (月) 11時45分 | 入札及び開札 |
| 同日 12時10分 | 落札者の決定 |
| 同日 12時20分頃 | 入札終了後、入札参加業者より、落札価格に対し質問があり、その後所管課で再度確認したところ、最低制限価格に誤りがあったことが判明 |
| 同日 午後～ | |
| 31日 (火) 午前 | 落札者を含む入札参加者36者へ、入札取消の説明と謝罪 |

4 誤りの内容

最低制限価格の算出式について、「測量」による算出式により積算すべきところを「地質調査」の算出式により積算したため、最低制限価格が誤っていました。

5 原因

最低制限価格を積算する際の発注担当者、責任職によるチェックが不十分であったため「測量」ではなく、「地質調査」の算出式を用いていることに気づくことができませんでした。

6 再発防止策

予定価額調書を積算する際に、発注担当者、責任職ともにチェックを徹底します。また、今回の事例を踏まえて注意喚起するとともに、職場研修を実施し、再発防止に努めます。

7 本業務についての対応

改めて発注手続等を進めます。

お問い合わせ先

都市整備局 都心再生課 都心再生担当課長 黒田 崇 Tel 045-671-3952